

第3回宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループ議事要旨

- ◎ 日 時：平成21年3月12日（木）14：00～16：02
- ◎ 場 所：中央合同庁舎第7号館905B会議室
- ◎ 出席構成員：（敬称略、50音順）
小菅敏夫（主査）、青木節子、浅田正一郎、川島レイ、小塚莊一郎、佐々木学、
白井恭一、田中俊二、西口浩、福永哲雄
- ◎ オブザーバー：内閣府、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、
独立行政法人宇宙航空研究開発機構
- ◎ 議事要旨：
 1. 開会
 2. 衛星測位システムに関する法整備の在り方への提言について
資料1について西口浩構成員より説明が行われた。
 3. 宇宙活動法制定にあたり検討すべき事項について
資料2についてスカパーJ S A T株式会社より説明が行われた。
 4. 打上げの安全確保の現状等について
資料3について文部科学省/J A X Aより説明が行われた。
 5. 衛星管理の許認可の国際動向について
資料4について青木節子構成員より説明が行われた。
 6. 宇宙活動に対する国の監督について
資料5について事務局より説明が行われ、議事2から5と併せて議論が行われた。主な質疑応答及び意見は以下のとおり。
 - スペースデブリ低減のための取組みについて、規制が厳しくなると商業活動にも影響が及ぶ観点から、義務化の国際的な動向について質問があり、現状においては、規制の最も厳しい米国においても、それぞれのミッション要求の範囲内で対応しており、デブリ低減策がミッション要求に付加されることによってミッションに影響を与えるようには至っていない旨、直ちに活動法において規定しなくてはならないものではないだろうが、I A D C（宇宙機関間スペースデブリ調整委員会）等での議論を踏まえ、国連のC O P U O S（宇宙空間平和利用委員会）において、急速に検討が進んでおり、将来的には厳格化する方向に向かう可能性が高い旨の回答があった。
 - 運用終了時のデブリ発生回避のためのリオービット措置については、リオービットを行うために必要となる推進薬残量の条件が衛星寿命に密接に関連することから、民間の経済活動に直接影響を及ぼす可能性があるため、諸外国の運用水準との整合性の確保が必要との意見があった。
 - 大学等で開発している超小型衛星には、デブリ抑制のためのデオービット機能の付加は

容易ではなく、規制等の例外規定を設けてもらいたい。スペースデブリ低減のための規制を日本が世界に先駆けて法律として規定すればインパクトはあるだろうが、それにより大学等の小規模な宇宙活動が制約されてしまうのは問題ではないかとの意見があった。

- 大学衛星をJAXAのロケットに相乗りする際、JAXA基準で過大な審査を実施される。一般的に、責任をとるべき人の審査というものはどんどん厳しくなる傾向にあるので、審査事項を法律として規定するに当たっては、このことを踏まえた慎重な検討が必要との意見があった。
- 資料5について、「外国により適切な審査が行われていると認められる場合は、審査の一部工程の省略可」との記述があるが、是非、我が国の許認可の審査基準や手続きは、国際水準に合わせて、過度なものは緩和すべきとの意見があった。
- 米国等の法律を調べてそれをそのまま我が国の宇宙活動法にするのであれば、このようなワーキングを開催する必要はない。100年後の日本の宇宙活動のあるべき姿を思い描いて議論することが必要ではないかとの意見があった。
- 許可を緩くすると宇宙活動への新規参入が容易になり短期的には産業振興につながる一方、万一の事故が起こった時には、宇宙活動全般にわたって却って抑制的なダメージが生じうるため、バランスを考えて慎重な検討が必要との意見があった。
- 資料2のように、宇宙損害責任については、ロケットの打上げのみならず衛星運用者の責任に関する事項についても検討が必要との意見があった。
- 打上げの安全確保の責任の所在について、現時点ではJAXA-MHIの打上げとしての整理はなされているが、今後の打上げの多様性を想定した場合、明確な法制上の整理が必要であるとの意見があった。
- 資料5について、「国の許可の取り消し、変更命令」により、産業活動が阻害された場合の損失補償の考え方について質問があり、停止命令の理由によって異なるが、許可条件を満たさなくなってきた場合には補償は考え難く、国側の理由で制限する場合には憲法上の財産権の保護の解釈如何によるのではないか。
- 打上げの安全確保の実施責任は、現行では、国ではなくJAXAが実施しているが、国民の生命・財産を守るものであり、打上げ事業者とは別の第三者が実施すべきものであるため、国が負うことが適切との意見があった。

7. その他

本日の議論について、追加意見等があれば、文書にて事務局に提出することとされた。次回の会合については、5月中に開催の方向で調整することとされた。

8. 閉会

以 上